

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の34第3項	業務管理体制の整備命令	介護保険課

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の34第3項に基づき、介護サービス事業者に対し期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。